

阿見町行政改革大綱

～ 未来をつくる まちづくり ～

1 財政硬直化の改善

2 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

3 町民参画と協働のまちづくりの推進

平成31年2月
阿見町



あみっぺ

はじめに

本町では、簡素で効率的な行政運営を推進するため、平成7年5月に「阿見町行政改革推進本部」を設置し、平成8年6月に「阿見町行政改革大綱」を策定しました。以降、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等に伴い、5回の改定を行い、事務事業の見直し、人件費削減などの改革に取り組み、着実に成果をあげてきました。



しかし、本町の今後の財政運営においては、施設整備に伴う公債費の増加、扶助費等の社会保障関係経費の増加、公共施設の修繕費の増加などが見込まれます。このような状況においても、町としては常に町民の皆さまに必要なサービスを提供していかなくてはなりません。そのためには、事業の選択と集中をはじめとした行政改革の取り組みを絶えず行っていく必要があります。

このたび、前大綱の計画期間が平成30年度を以って終了となることから、平成31年度からの新たな指針となる行政改革大綱を策定しました。策定にあたっては町内部での検討に加え、行政改革推進委員会からの提言を反映してまいりました。委員の皆さまには心から御礼申し上げます。

「未来をつくる まちづくり」を進めるため、職員一丸となってさらなる行政改革の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年2月
阿見町長 千葉 繁

目次

| | | |
|------|---------------------------|---|
| I | 基本方針 | 1 |
| 1 | 財政硬直化の改善 | 1 |
| 2 | 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化 | 1 |
| 3 | 町民参画と協働のまちづくりの推進 | 1 |
| II | 改革の体系 | 2 |
| III | 推進方法 | 2 |
| 1 | 推進期間 | 2 |
| 2 | 推進体制 | 2 |
| IV | 推進施策と重点目標 | 3 |
| 1 | 財政硬直化の改善 | 3 |
| (1) | 事務事業の見直し | 3 |
| (2) | 財源の確保 | 3 |
| (3) | 地方公営企業の自立した経営の推進 | 3 |
| (4) | 特別会計の自立した経営の推進 | 3 |
| 2 | 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化 | 4 |
| (1) | 資産の計画的な管理 | 4 |
| (2) | 組織の効率化と人材育成 | 4 |
| 3 | 町民参画と協働のまちづくりの推進 | 4 |
| (1) | 町民参画と協働のまちづくりの推進 | 4 |
| V | 行政改革の具体的な取り組み | 5 |
| 参考資料 | 阿見町（一般会計）の財政状況について | 6 |
| 1. | 一般会計「歳出」（決算）の推移 | 6 |
| 2. | 一般会計「歳入」（決算）の推移 | 6 |
| 3. | 総括 | 6 |

策定時点において 2019 年 5 月以降の元号は未発表のため、本文中では平成で表記しています。

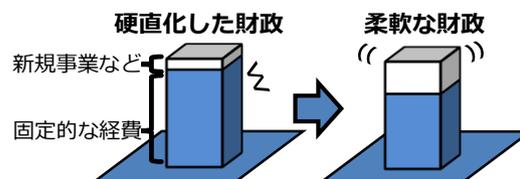
I 基本方針

社会情勢の変化や地方分権の推進、町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するためには、行政改革の手を緩めることなく継続して取り組んでいく必要があります。

このため、町は、効率的な財政運営と組織運営に努めるとともに、町民との協働のまちづくりの考えに基づき行政改革を推進するため、3つの基本方針を定めます。

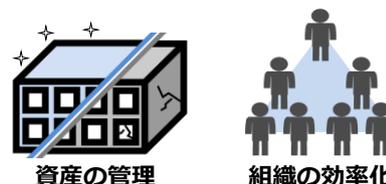
1 財政硬直化の改善

将来にわたって時代に合わせた町民ニーズに対応できるよう、財政硬直化¹を改善するため、事業の選択と集中を図り、固定的な経費を削減するとともに、税や料金などの財源確保に努めます。また、地方公営企業及び特別会計の自立した経営を推進し、一般会計における繰出金の抑制を図ります。



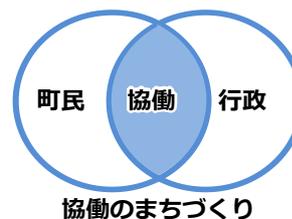
2 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

将来の町民に負担を残さぬよう、公共施設やインフラ、基金、町債などの資産を長期的な視点で管理します。また、将来を見据え組織の効率化²に努めるとともに、人材育成を進め職員一人ひとりの能力向上を図ります。



3 町民参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政が協力してまちづくりを進めるため、町民参画の仕組みづくりに取り組みとともに、ボランティア団体やNPO、地域の団体がそれぞれの役割を積極的に果たすことができるよう、支援を行います。

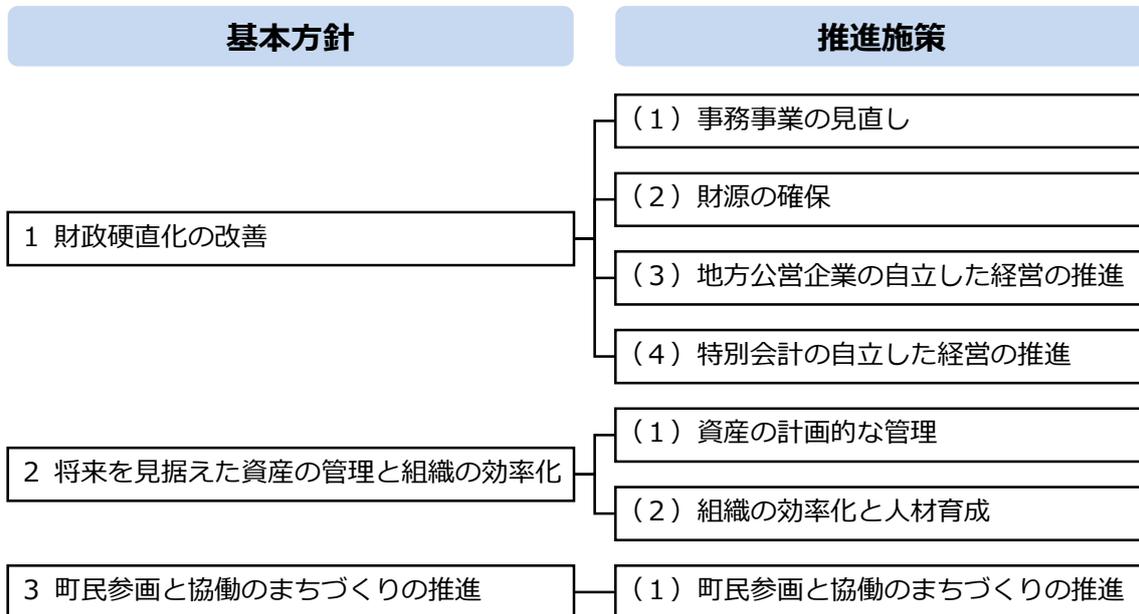


¹ 財政硬直化 歳出の中で固定的な経費の占める割合が高くなっている状態をいう。

² 組織の効率化 組織が効果的に機能するよう組織の体系を構成するとともに、職員数の規模を適正な範囲に抑えること。地方自治法第2条第15項において、『地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。』とされている。

II 改革の体系

この大綱に示された3つの基本方針に基づき、下記の推進施策を掲げ、施策ごとに具体的な実施項目を定めた実施計画を策定します。



III 推進方法

1 推進期間

この行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

第6次総合計画後期基本計画期間（計画期間：平成31年度～平成35年度）と合致させることで、総合計画と行政改革の取り組みを効果的かつ効率的に連携させるとともに、必要に応じ、推進期間内において実施計画項目を見直します。

2 推進体制

社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行財政運営を確立するために設置した「阿見町行政改革推進本部」を中心に行政改革を全庁的に推進します。

また、進行管理については、附属機関である「阿見町行政改革推進委員会」に対し、行政改革の推進状況や成果を報告し意見を求めるとともに、町広報、ホームページ等を通じて公表します。

IV 推進施策と重点目標

1 財政硬直化の改善

(1) 事務事業の見直し

限られた財源を有効に配分するため、外部評価を活用し既存の事務事業や補助金について見直しを行います。公共事業の入札・契約制度については、透明性・公平性・競争性を確保するとともに、総合的な見地に立った改善に努めます。

重点目標 平成 35 年度までの 5 年間で 40 事業以上の外部評価を行い、対応方針を予算編成に反映させる。

(2) 財源の確保

町税を中心とした税や料金の収納率について更なる向上に努めます。また、ふるさと納税制度を活用した寄附金の受け入れについて積極的に取り組みます。

重点目標 平成 35 年度までに町税収納率を 98.0%以上に向上させる。

(3) 地方公営企業の自立した経営の推進

「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」については地方公営企業法を適用することで財政状況や経営状況を明らかにし、自立した経営を目指します。「水道事業」については中長期的な視点に立った経営を行い、独立採算を維持します。

重点目標 平成 32 年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、安定的な地方公営企業サービスの提供を図る。

(4) 特別会計の自立した経営の推進

「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」、「介護保険」の 3 つの特別会計について、一般会計からの繰入金増加を抑制するため、医療費削減や介護費削減の対策を強化します。また、保険税（料）の収納率について更なる向上に努めます。

重点目標 平成 35 年度までに特定保健指導実施率を 40%以上に向上させる。

2 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

(1) 資産の計画的な管理

町の公共施設について長期的な視点で面積の適正化及び長寿命化を図るとともに、施設の更新や運営について近隣市町村との連携や民間活力導入を含めて効率的・効果的な手法を検討します。その他の町の資産についても計画的な管理を行います。

重点目標 平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で公共施設の延床面積を 2,000 m²以上削減する。

(2) 組織の効率化と人材育成

組織の効率化を図りつつ社会情勢の変化や町民ニーズに対応していくため、職員の適正な定員管理を行います。また、時間外勤務の削減に取り組み業務の効率化に努めるとともに、限られた人員の中で職員が最大限の能力を発揮できるよう、人材育成に取り組みます。

重点目標 職員の定員管理に関する考え方を整理し、適正化を図る。

3 町民参画と協働のまちづくりの推進

(1) 町民参画と協働のまちづくりの推進

市民活動団体の育成と支援を行い、協働のまちづくりの裾野を広げるとともに、地域や行政の課題に対して町と町民が協力して取り組んでいくための仕組みづくりを進めます。また、町の各事業において町民参画を進めます。

重点目標 町民活動センターに登録する市民活動団体数を 90 団体以上(内 NPO 法人 19 法人以上)とし、団体の自主的な活動を支援する。

7つの推進施策に取り組みます



※重点目標は実施計画の中で進行管理し、進捗状況に応じて修正する場合があります。

V 行政改革の具体的な取り組み

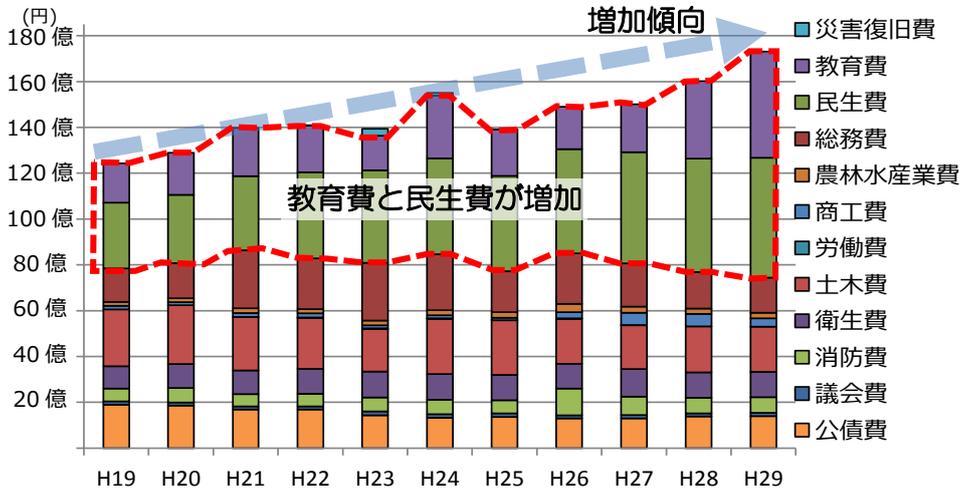
本大綱に示した基本方針・推進施策に基づき、計画期間内において改革の具体的な実施項目をまとめた実施計画を策定し、推進していくものとします。

実施計画の各項目は、これまで実施してきた項目の中から今後も取り組むべき項目を継続させ、さらに町の課題を踏まえた新たな取り組みを追加したものです。

実施計画は阿見町行政改革推進本部において進行管理を行い、進捗状況を定期的に阿見町行政改革推進委員会に報告します。また、行政改革の進捗状況や社会情勢、町を取り巻く状況の変化に応じて毎年度見直し、必要に応じて計画期間中に追加、修正を行います。

参考資料 阿見町（一般会計）の財政状況について

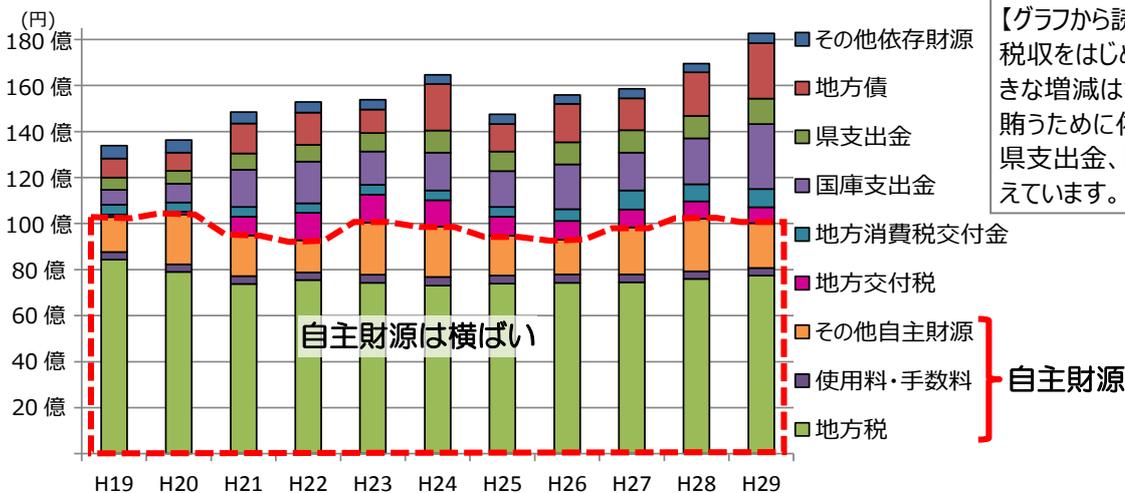
1. 一般会計「歳出」（決算）の推移



【10年間で増加した経費の例】

- 教育費
 - ・学校教育関係(新小学校の建設、小中学校の修繕)
 - ・生涯学習関係(公民館、ふれあいセンター、総合運動公園などの修繕)
- 民生費
 - ・保育関係(保育所等利用者の増加による運営費増加)
 - ・障害福祉関係(利用者の増加やサービスの拡充)
 - ・後期高齢者医療特別会計への繰出金(医療費の増加)
 - ・介護保険特別会計への繰出(介護費の増加)

2. 一般会計「歳入」（決算）の推移



【グラフから読み取れること】

税収をはじめとした自主財源は大きな増減は無く、増加する歳出を賄うために依存財源（地方債、県支出金、国庫支出金等）が増えています。

3. 総括

過去の推移や現在の社会情勢を踏まえると、今後も次に挙げる経費は拡大していくことが予想されます。

- ・ 介護・医療、高齢者や障害者への福祉施策
- ・ 子育て支援に関する施策
- ・ 公共施設の修繕と建て替え

⇒ 拡大する町民ニーズや公共施設の老朽化に適切に対応し、「未来をつくる まちづくり」を進めていくためには、固定的な経費を削減し財源を確保していくこと(=「財政硬直化の改善」)と将来の負担を増やさないこと(=「将来を見据えた資産の管理と組織の効率化」)、さらには町民の皆さまの協力を得ること(=「町民参画と協働のまちづくりの推進」)が必要となります。